

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：32616

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01389

研究課題名（和文）デザイン保護に関する意匠法保護秩序の特色とその合理性に関する基礎的研究

研究課題名（英文）Fundamental Research on the Characteristics and Rationality of the Design Law Protection Order Concerning Design Protection

研究代表者

本山 雅弘（Motoyama, Masahiro）

国土館大学・法学部・教授

研究者番号：70439272

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、応用美術（量産実用品デザイン）に関する意匠法保護秩序の特色の考察を主たる対象とした。まず、応用美術に関する意匠保護秩序の特色を、保護要件の実質、権利侵害の判断手法および意匠権保護範囲（類否判断）の実態の各観点から分析し、それと著作権保護秩序の同様観点における特色と比較したうえで、意匠権保護秩序の独自性を考察した。この考察から、わが国の意匠権保護秩序と著作権保護秩序とがそれぞれ独自の実態的構成をとっていると考えられることを踏まえ、応用美術の著作権保護の承認が意匠権保護秩序の破壊を招くことを回避すべきとの観点から、その著作権保護基準のあり方について具体的な理論構成を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

デザイン産業の発達や競争秩序の維持にとって応用美術（量産実用品デザイン）の保護制度の特定は極めて重要な課題である。応用美術の保護可能性を提供する制度として意匠法と著作権法とが重複して存在する。ところが、そのいずれが妥当かを考えるうえで、明確な判断基準は存在していない。本研究は、応用美術に関する意匠法保護秩序の独自性とその合理性を考察し、その意匠権保護秩序を保全するために要される著作権保護基準のあり方を検討しており、今後の意匠法と著作権法の重複問題に関する解釈論の理論的なベースを提供し得るものと思われる。

研究成果の概要（英文）：This study focuses on the characteristics of the design law protection order for applied arts (mass-produced utility product designs). First, the characteristics of the design protection order for applied arts are analyzed in terms of the substance of protection requirements, the method of judging infringement, and the actual scope of design right protection (judgment of similarity or rejection). Based on the above considerations, this study attempted to formulate a specific theory on how the copyright protection standards should be based on the fact that the design protection order and the copyright protection order in Japan are considered to have unique actual configurations, and from the viewpoint that the approval of copyright protection for applied arts should avoid the destruction of the design protection order. The author attempted to formulate a specific theory on how the criteria for copyright protection should be.

研究分野：知的財産法

キーワード：意匠法保護秩序 著作権法保護秩序 意匠権保護範囲 著作権保護範囲 狭小保護範囲論 応用美術の著作権保護基準 応用美術の物的機能と美的機能 分離可能性基準

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

### 【研究成果の概要】

応用美術(量産実用品のデザイン)に関する意匠保護秩序の特色を、保護要件の実質、権利侵害の判断手法および意匠権保護範囲(類否判断)の実態の各観点から分析し、それと著作権保護秩序の同様観点における特色と比較したうえで、意匠権保護秩序の独自性を考察した。

上記の考察から、わが国の意匠権保護秩序と著作権保護秩序とがそれぞれ独自の実態的構成をとっていると考えられることを踏まえ、応用美術の著作権保護の承認が意匠権保護秩序の破壊を招くことを回避すべきとの観点から、その著作権保護基準のあり方について具体的な理論構成を試みた。

### 【研究成果の学術的意義や社会的意義】

デザイン産業の発達や競争秩序の維持にとって応用美術(量産実用品デザイン)の保護制度の特定は極めて重要な課題である。応用美術の保護可能性を提供する制度として意匠法と著作権法とが重複して存在する。ところが、そのいずれが妥当かを考えるうえで、明確な判断基準は存在していない。本研究は、応用美術に関する意匠法保護秩序の独自性とその合理性を考察し、その意匠権保護秩序を保全するために要される著作権保護基準のあり方を示すことにより、今後の意匠法と著作権法の重複問題に関する解釈論の理論的なベースを提供し得るものと思われる。

### 【研究開始当時の背景】

応用美術(量産実用品デザイン)に対する意匠権保護と著作権保護との重複の可否ないしその範囲をめぐる議論は、具体的には応用美術に関する著作権保護基準のあり方の問題として現れる。本研究の開始当時、当該保護基準に関してはいわゆる分離可能性基準(平成26年ファッションショー事件高判を嚆矢)と創作性要件一元論(平成27年TRIPP TRAPP事件高判を嚆矢)との解釈対立が存在したが、当該解釈対立に一定の議論展開を促すに要される学術的作業、すなわち、意匠法保護秩序の特色を分析しそれを著作権法保護秩序と比較し、その異同を踏まえ、改めて意匠法保護秩序の保全の必要性の有無とその保全が要される場合における著作権保護基準を考察する作業は、十分に展開されていなかった。

### 【本研究の目的】

そこで本研究は、上記の学術的作業を展開させるために、意匠法が形成するデザイン保護秩序(より具体的にはその保護対象の限界づけの秩序とその権利保護範囲の限界づけ秩序)の特色と合理性について、主に著作権保護秩序との相対的観点から解明したうえで、その考察を踏まえ、応用美術の著作権保護基準のあり方を検討することを目的とした。

### 【本研究の方法】

本研究の主たる目的は意匠権保護秩序の実態的な特色の把握にあるから、意匠保護要件と意匠権侵害判断に関する審決例や裁判例といった実践的解釈論を詳細に分析する方法を用いた。また応用美術の著作権保護基準の検討も本研究の主たる目的であるから、応用美術に関する裁判例に現れた著作権保護基準の展開について理論的に詳細な分析を行い、意匠法保護秩序の特色に関する研究成果をフィードバックさせつつ、応用美術の著作権保護基準のあり方を再検討する方法を用いた。その際に、欧州法・ドイツ法の比較法的考察も並行的に実施し、その比較法的研究成果もわが国の解釈論としての基準構成に反映させた。

## 【本研究の成果】

### 1. 意匠法保護秩序の特色と著作権法保護秩序との比較

応用美術の著作権保護に関する妥当なあり方を検討するためには、まずは現状社会に構成されている応用美術に関する意匠法保護秩序の実態を知る必要がある。そこで本研究は、意匠法保護秩序の実態として、その保護対象の限界づけの場面（保護要件論）および意匠権の保護範囲の限界づけの場面（権利保護範囲論ないし登録意匠の類否判断の手法と基準）の両面にわたり主に審決例や裁判例を研究素材として、以下のようにその分析と考察を行った。

（1）保護対象の限界づけの場面（保護要件論）に関して、意匠保護対象を決定づける「創作」要素とは、著作権保護対象における「創作」が創作者の個性と捉えられているのとは異なり、既存の公知形態に対する「相違」として捉えられていること、この点において、保護対象要件論に関して、意匠法保護秩序には著作権法保護秩序に認め難い特色が見出されることを示した。この成果に関しては、「意匠権の保護対象と著作権の保護対象 『創作』はいかに画されているか」（DESIGNPROTECT120号 8-17頁）において公にした。

（2）意匠権保護範囲の限界づけの場面（権利保護範囲論）に関して、意匠権侵害判断に際して原告意匠と被告意匠との対比対象にいかなる特色が認め得るかを考察し、その成果として、著作権侵害判断の対比対象（表現上の本質的特徴）が保護要件の充足要素と一致するのは異なり、意匠権侵害の対比対象（意匠の要部）は必ずしも意匠保護要件の充足要素とは一致していないものと考えられること、ただし意匠保護要件充足要素は意匠権保護範囲の広狭の画定作業として侵害判断の過程に組み込まれ得ること、これらの点において、権利保護範囲論に関して、意匠法保護秩序には著作権法保護秩序に認め難い特色が見出されることを示した。この成果に関しては、「侵害判断の手法に見る意匠権と著作権の相違（その1）侵害判断における対比対象の特色をめぐって」（DESIGNPROTECT125号 16-26頁）において公にした。

（3）同じく意匠権保護範囲の限界づけの場面（権利保護範囲論）に関して、意匠権侵害判断と著作権侵害判断の両者において共通して実践される形態・表現の類否判断の実態を考

察し、その成果として、双方の権利の保護範囲を被疑侵害対象との関係でいずれも相対的・可变的に把握することが可能であることから、意匠権侵害判断に際して用いられる規範的な保護範囲解釈(全体印象観察論)の考え方は著作権保護範囲を画する手法としてもその理論的可能性が肯定され得ること、この点において、権利保護範囲論に関して、意匠法保護秩序と著作権法保護秩序との間には共通性が認められることを示した。この成果に関しては、「侵害判断の手法に見る意匠権と著作権の相違(その2) 意匠権侵害判断における全体印象観察の特色をめぐって」(DESIGNPROTECT128号2-14頁)に公にした。

(4)保護対象の限界づけの場面(保護要件吟味)および意匠権保護範囲の限界づけの場面(侵害判断・類否判断)でその判断の主体(視点)の実態について、制定法や裁判例に基づき意匠法保護秩序と著作権法保護秩序の分析を行い、その成果として、意匠権の場合には保護要件吟味と意匠権侵害判断のいずれも創作者と異なる需要者(観察者)の視点から行われる(意匠法24条2項)が、同時に侵害判断に際しては、登録意匠の創作性程度に応じた当該意匠権の妥当な保護範囲(広狭)を見定めるうえで裁判所の規範的評価が要請されること、これに対し著作権の場合には著作物の保護要件吟味の吟味は創作者の視点から行われ得るが、著作権侵害判断(表現上の本質的特徴の直接感得)に際しては、著作権法の法目的(多様な表現物の社会供給:表現の多様化)にも照らし創作者と異なる観察者・享受者の視点から行われるのが妥当と言える一方で、同時に著作物の創作性程度に応じた当該著作権の妥当な保護範囲(広狭)を見定めるうえで裁判所の規範的評価が要請されること、を示した。この成果に関しては、「著作物性および著作権侵害の判断手法と意匠法の解釈論 金魚電話ボックス事件を手がかりとして」(最先端技術関連法研究20号51-87頁)に公にした。

(5)意匠権保護範囲と著作権保護範囲の相違に関し、双方の保護対象との「相違点」がいかなる場合にそれぞれの権利保護範囲を脱し得るかを考察し、意匠権の場合には、全体印象観察論のもとで、登録意匠との「相違点」が、その新規創作的要素の付加を要せずに登録意匠の保護範囲を脱出させ得ると解される一方で、著作権の場合には、複製権(21条)と翻案権(27条、28条)の双方の概念構成を前提とする論理的な帰結として、保護範囲の外縁を画する翻案権の保護範囲を脱するには既存著作物との「相違点」には少なくとも新規創作的要素の付加が要されるのであり、応用美術に関する著作権保護範囲を脱するには、意匠権保護範囲を脱する場合とは異なり、付加された「相違点」に新規創作的要素の付加が要されことになり、したがって、応用美術に関する意匠権と著作権とは、著作権概念(複製・翻案)の構成を踏まえた論理的な理解を前提とするならば、明瞭に保護範囲を異ならせていることを示した。この成果に関しては、「応用美術をめぐる著作権保護範囲と意匠権保護範囲の相違に関する覚書 著作権保護範囲の調整原理としてのいわゆる狭小保護範囲論の検討」(最先端技術関連法研究21号1-51頁)に公にした。

## 2. 応用美術の著作権保護基準の考察

意匠法保護秩序が著作権保護秩序に認め難い特色を有すること、換言すれば、双方の応用美術に関する保護秩序は保護要件、侵害判断手法および権利保護範囲の各点において相違する旨の上記研究成果を踏まえ、応用美術の著作権保護承認によるそれ以前に形成された既存の意匠法保護秩序の破壊ないし混乱を回避する必要の観点から、応用美術の著作権保護に関する制約的な基準のあり方を研究した。具体的には、制約的な著作権保護基準として現に裁判例に妥当する分離可能性基準に関し、その理論展開の分析と応用美術の保護基準としてより妥当な理論構成を試みた。

その成果として、応用美術に不可避免的に併存する物的機能と美的機能を応用美術(当該物品)の取引価値の観点からその「優位・劣位」を相対評価(衡量評価)し、美的機能が物的機能に凌駕(優位)すると評価可能な場合にのみ著作権保護の可能性を肯定する新たな基準(美的機能の相対評価論)を、ドイツ法の応用美術に関する解釈論の比較法的知見も踏まえつつ、示した。この成果に関しては、「応用美術の美的機能と著作権法による保護 分離可能性基準と「2つの応用美術問題」をめぐって」(コピライト 740号 2-24頁)、「応用美術の保護基準 定式としての分離可能性基準とその実質的内容の検討〔グッドコア事件〕」(Law & Technology 100号 86-95頁)、「量産布団の絵柄の応用美術に関して、分離可能性基準が適用され、著作物性が否定された事例 布団の絵柄事件」(発明 2024年 2月号 46-51頁)に公にした。

## 3. 比較法研究の成果

「意匠」概念が「物品」を構成用途する点は意匠権保護範囲を左右しわが国の意匠法保護秩序の特色を形成していると考えられることから、その意義を考察するため、「物品」を「意匠」概念の構成要素としない欧州・ドイツ意匠保護制度を比較研究の対象とし、そうした欧州・ドイツ制度の理論的帰結を意匠権保護範囲と権利侵害判断の両面にわたり示した。この成果に関しては、「欧州・ドイツにおけるデザイン保護の動向とわが国の意匠法への示唆 「物品」の位置づけをめぐって」(知財管理 69巻 4号 584-600頁)に公にした。

ドイツ法における応用美術保護論は、かつての段階理論(応用美術の制約的保護基準)の放棄後においてもデザイン法保護秩序との妥当な調整に関し解釈論的な対応が図られていることを示した。またドイツ最高裁が、著作権保護範囲の一般的解釈としてその保護範囲脱出に関する新たな解釈論(再認識可能性基準)を示し、当該新基準を自動車の応用美術の紛争事例に適用した2022年のポルシェ 911事件を分析し、その従来の保護範囲解釈論との相違について理論的な分析を試みた。この成果に関しては、「著作権の保護範囲 複製・翻案の保護範囲に関するドイツ最高裁の再認識可能性基準を題材に」と題して東京大学著作権法等奨学研究会の第95回東京大学著作権法等研究会(2023年12月25日)にて研究報告を行った。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 100
2. 論文標題 応用美術の保護基準 定式としての分離可能性基準とその実質的内容の検討〔グッドコア事件〕	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Law & Technology	6. 最初と最後の頁 86-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 33
2. 論文標題 量産布団の絵柄の応用美術と著作権保護の可能性（布団の絵柄事件）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 289-292
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 121
2. 論文標題 量産布団の絵柄の応用美術に関して、分離可能性基準が適用され、著作物性が否定された事例 布団の絵柄事件	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 発明	6. 最初と最後の頁 46-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 740
2. 論文標題 応用美術の美的機能と著作権法による保護 分離可能性基準と「2つの応用美術問題」をめぐって	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 コピライト	6. 最初と最後の頁 2-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 31
2. 論文標題 タコの滑り台の応用美術と著作権保護の成否	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 285-288
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 21
2. 論文標題 応用美術をめぐる著作権保護範囲と意匠権保護範囲の相違に関する覚書 著作権保護範囲の調整原理としてのいわゆる狭小保護範囲論の検討	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 最先端技術関連法研究	6. 最初と最後の頁 1-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 29
2. 論文標題 金魚電話ボックスの造形と著作権侵害の成否	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 285-288
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 20
2. 論文標題 著作物性および著作権侵害の判断手法と意匠法の解釈論 金魚電話ボックス事件を手がかりとして	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 最先端技術関連法研究	6. 最初と最後の頁 51-87
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 128
2. 論文標題 侵害判断の手法に見る意匠権と著作権の相違(その2) 意匠権侵害判断における全体印象観察の特色をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 DESIGN PROTECT	6. 最初と最後の頁 2-14
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 125
2. 論文標題 侵害判断の手法に見る意匠権と著作権の相違(その1) 侵害判断における対比対象の特色をめぐって	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 DESIGN PROTECT	6. 最初と最後の頁 16-26
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 248
2. 論文標題 意匠の視認性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 商標・意匠・不正競争判例百選〔第2版〕	6. 最初と最後の頁 106-107
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Masahiro Motoyama	4. 巻 19
2. 論文標題 Substantive Comparison of the Subject Matter of Design Right Protection and That of Copyright Protection in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Studies of Most-Advanced Technology-Related Law	6. 最初と最後の頁
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -



1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 120
2. 論文標題 意匠権の保護対象と著作権の保護対象	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 DESIGN PROTECT	6. 最初と最後の頁 8-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本山雅弘	4. 巻 69
2. 論文標題 欧州・ドイツ法におけるデザイン保護の動向とわが国の意匠法への示唆 「物品」の位置づけをめぐって	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 知財管理	6. 最初と最後の頁 584-600
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 本山雅弘
2. 発表標題 実用品デザインの著作権保護の解釈をめぐる2つの応用美術問題について
3. 学会等名 月例著作権研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 本山雅弘
2. 発表標題 応用美術の著作権保護基準 グッドコア事件
3. 学会等名 2022年度知的財産判例研究会第7回例会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 本山雅弘
2. 発表標題 量産衣料品のテキスタイルデザインの応用美術に関して、分離可能性基準が適用され、その著作物性が否定された事例 布団の絵柄事件
3. 学会等名 第402回知的財産権法判例研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 本山雅弘
2. 発表標題 著作権の保護範囲 複製・翻案の保護範囲に関するドイツ最高裁の再認識可能性基準を題材に
3. 学会等名 第95回東京大学著作権法等研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 本山雅弘
2. 発表標題 人格要素の財産価値とドイツ法
3. 学会等名 著作権法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 本山雅弘	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 19
3. 書名 「建築の著作物に関する一考察」『多様化する知的財産権訴訟の未来へ〔清水節先生古稀記念論文集〕』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------